

迅速で円滑な被災者支援に向けた防災DXの推進のための調査業務委託 実施要領(公募型プロポーザル)

1. 案件名称

迅速で円滑な被災者支援に向けた防災 DX の推進のための調査業務

2. 業務内容に関する事項

(1)業務目的、内容

別紙 1「仕様書」のとおり

(2)事業規模(契約上限額)

金 10,000,000 円(消費税含む)

(3)契約期間

契約締結の日から令和9年3月 31 日(水曜)

(4)業務実施場所

〒650-0033

神戸市中央区江戸町 97 神戸市役所 4 号館内の指定する場所

なお、業務実施場所は、本業務の打ち合わせ(定例会等)の実施場所を予定している。業務の実施にあたり必要に応じてオンラインの開催としてもよいが、開催にあたっては本市に事前の承認を得ること。また、参加にあたり必要な費用等については本業務に含めず、事業者側の負担とすること。

3. 契約に関する事項

(1)契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、業務仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2)委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3)契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4)契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第1項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。また、過去5年間において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、本市との間に単件で1千万円以上の契約の実績があり、その契約すべてが適正に履行されている場合は、契約保証金を免除する。

(5)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納していないこと。
- (6) 複数の業者の共同企業体としての応札も認める。その場合、入札書類提出時までに共同企業体(対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間業者により構成される組織をいう。)を構成し、代表者を決め、その他のものは構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。共同企業体の構成員は上記の(1)(2)(3)(4)(5)を満たすこと。

5. スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年5月1日(金) |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和8年5月22日(金)17:00 |
| (3) 参加資格決定通知 | 令和8年6月5日(金)(予定) |
| (4) 質問受付期限 | 令和8年5月22日(金)17:00 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和8年6月5日(金)(予定) |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和8年6月17日(水)17:00 |
| (7) 提案審査会の開催 | 令和8年6月23日(火)(予定) |
| (8) 選定結果通知 | 令和8年6月24日(水)(予定) |
| (9) 契約締結 | 令和8年7月(予定) |

6. 応募手続き等に関する事項

- (1) 各書類の配布
 - ① 交付日
令和8年5月1日(金)から令和8年5月22日(金)17:00まで
 - ② 交付場所
本市ホームページの「事業者募集」のページに掲載(郵送による交付は行わない)。
 - ③ 配布資料
 - (ア) 公募型プロポーザル実施要領(本書)
 - (イ) 業務仕様書(別紙1)
 - (ウ) 評価項目一覧(別紙2)
 - (エ) 契約書頭書(別紙3)
 - (オ) 委託契約約款(別紙4)
 - (カ) 参加申込兼資格確認申請書(様式1)
 - (キ) 委任状(様式2)※代表者以外の者が申請する場合のみ
 - (ク) 暴力団関係者排除に係る誓約書(様式3)
 - (ケ) 企業体結成届出書(様式4)
- (2) 参加申請手続き
 - ① 受付期間
令和8年5月1日(金)から令和8年5月22日(金)17:00まで

② 提出先・提出方法

本書末尾「9 担当部署」まで電子メールまたはファイルストレージサービスで提出すること。件名は「【参加申請】防災 DX の推進のための調査業務」とすること。

③ 提出書類

(ア) 参加申込兼資格確認申請書(様式 1)

(イ) 委任状(様式 2)※代表者以外の者が申請する場合のみ

(ウ) 事業経歴書・業績報告書・会社概要(任意様式)

(エ) 暴力団関係者排除に係る誓約書(様式 3)

(オ) 法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)

※提出日から起算して、過去 6 ヶ月以内に取得したもの。

(カ) 納税証明書(令和 7 年度国税及び地方税)

※納税証明書は 3 の 3(未納の税額がないことの証明)を提出すること。

(キ) 共同企業体結成届出書(様式 4)及び共同企業体協定書の写し

(共同企業体での参加を希望する場合のみ)

※共同企業体で参加する場合は、(ア)(イ)(キ)の書類については代表事業者について、その他(ウ)から(カ)の書類は構成事業者全てについて提出すること。

④ その他提出に関する留意事項

- ・ 業務の一部を再委託する場合は、(ウ)から(カ)の書類は再委託先事業者すべてについて提出すること。
- ・ R8・9年度神戸市物品等競争入札参加資格を有する者については(エ)から(カ)までに掲げる書類に代えて、R8・9年度神戸市物品等競争入札資格認定通知書の写しを提出することができる。
- ・ 同一の事業者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社、並びに一方の事業者の代表権を有する者が他方の事業者の代表権を有する者を現に兼ねている関係にある事業者をいう。以下同じ。)が複数の提案をすることは認められない。
- ・ 提出書類は PDF とすること。

⑤ 参加資格決定通知

(ア) 令和 8 年 6 月 5 日(金)頃に通知する。

参加資格がないと通知された者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日(休日等を除く)以内に、参加資格がないと認めた理由(以下「無資格理由」という。)について、書面で説明を求められることができる。

(イ) 無資格理由について説明を求められた場合、原則として説明を求められることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日(休日等を除く)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 質問の受付

① 受付期間

令和 8 年 5 月 22 日(金) 17:00 まで

② 提出先・提出方法

本書末尾「9 担当部署」まで電子メールで提出すること。

件名は「【質問書】防災 DX の推進のための調査業務」とすること。

③ 提出書類

「質問書(任意様式)」

④ 質問に対する回答

全員に対して令和 8 年 6 月 5 日(金)頃電子メールにより回答

(4) 企画提案書・見積の提出

① 企画提案書

(ア) 企画提案書は、A4版とする。(任意様式)

(イ) 企画提案書の枚数は、表示・目次を除き 20 頁以内とする。

(ウ) 企画提案書の記載項目は評価項目一覧(別紙2)の「提案書記載要領」を参照すること。なお、企画提案書の記載順は、評価項目一覧の記載順に従うこととし、また、各項目には評価項目一覧に対応する項番を付すこととする。

(エ) 企画提案書(正本)の最後に、見積金額および工数等の算定根拠を記載すること。別途、「見積書」としての提示は不要とする。

(オ) 企画提案書(正本)は、社名入りの表紙を付けること。企画提案書(副本)は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

② 提出期限

令和 8 年 6 月 17 日(水) 17:00(必着)

③ 提出先・提出方法

本書末尾「9 担当部署」まで電子メールまたはファイルストレージサービスのいずれかの方法により提出すること。

件名は「【企画提案書】防災 DX の推進のための調査業務」とすること。

7. 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

① 技術点 750 点

・実績【100 点】

・本事業の計画性、実施体制【200 点】

・個別業務要件・成果物【300 点】

・独自性【50 点】

・地元加点【100点】

② 価格点 150 点

詳細は評価項目一覧(別紙2)を参照のこと。

(2) 選定方法

① 本企画提案の審査については、選定審査会が行い、その意見を受けて選定する。

② 選定委員は、評価基準に沿って企画提案の審査を行う。

③ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、業務目的および業務内容の理解度の得点が高い方とする。

④ プレゼンテーション

(ア) 開催日時

令和 8 年 6 月 23 日(火)(予定)

(イ) 場所

神戸市役所 4 号館(予定)

(ウ) 内容・方法

・ プレゼンテーションの実施時間は 30 分程度とする。うち説明時間は 20 分以内、質疑応答を 10 分程度とする。

・ プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととし、同席できるのは 2 名までとする。なお、WEB でのオンライン参加も可能とする。

・ プレゼンテーションの方法は参加者の任意とする。

・ プレゼンテーションを円滑に進めるために、資料を配布することは認める

が、企画提案書類等と異なり、評価時の正式書類として扱わない。

- ・ プレゼンテーションに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- ・ 発表時に使用できる大型モニターは本市にて用意する。
- ・ 参加者が多数の場合は、提出された企画提案書等を事前審査し、プレゼンテーション審査へ進める参加者を選定する場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

8. その他(提案に要する費用、条件等)

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (4) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (6) 参加者が1者の場合でも当該プロポーザルは成立するものとする。

9 担当部署・問い合わせ先

神戸市危機管理局危機対策課

住所:〒650-0033 神戸市中央区江戸町 97

電話番号:078-322-6482

電子メール:kiki_response@city.kobe.lg.jp